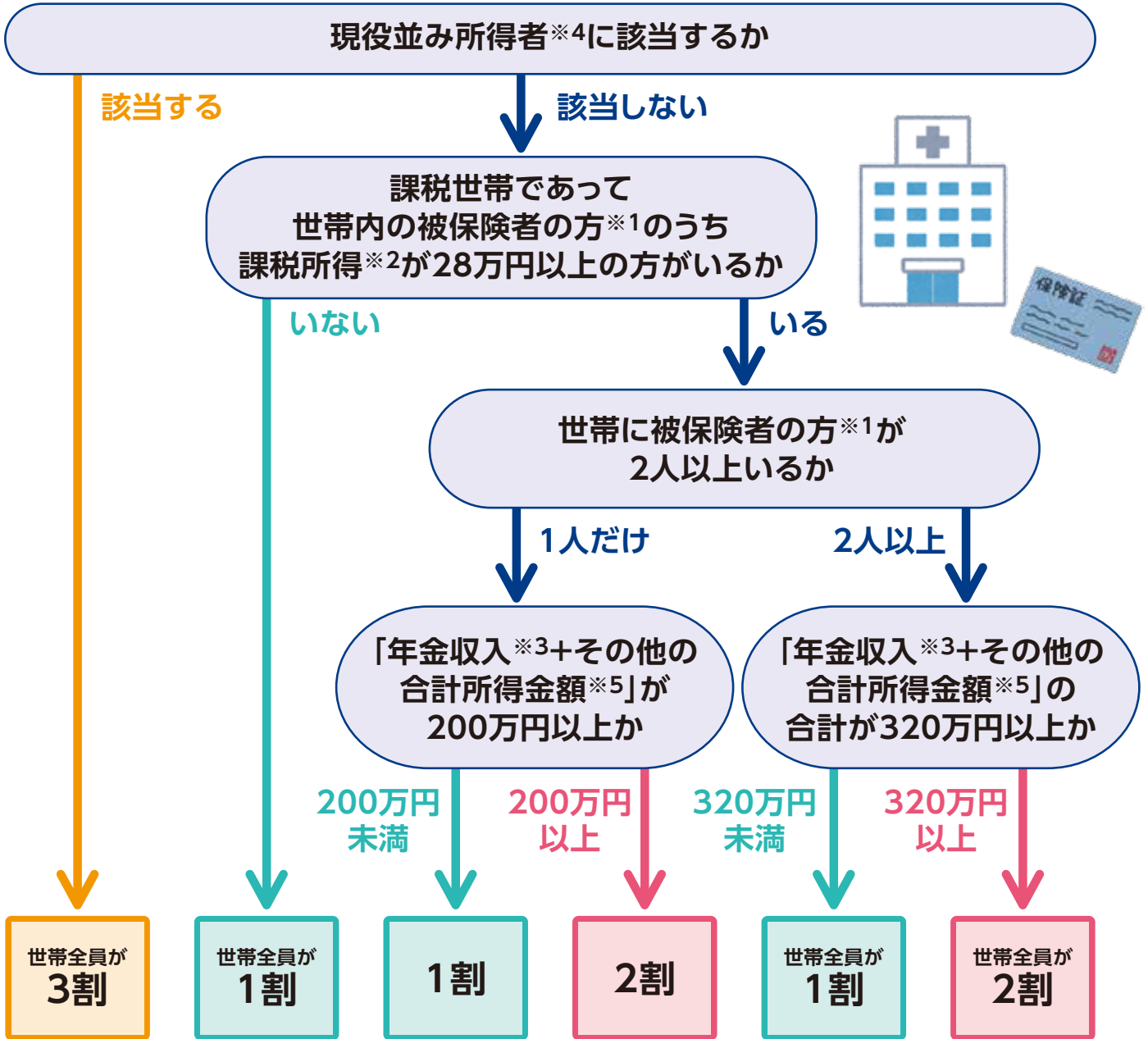


窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の方^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。
- 住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

(令和3年中の所得をもとに、令和4年8月頃から判定が可能になり、9月中に被保険者証を交付します)



※1 後期高齢者医療の被保険者とは
75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方です。

※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方です。

※5 「その他の合計所得金額」とは
年金収入以外の事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。
また、給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。